

CLAIR REPORT No. 489

地方自治体が実施する地域活性化施策に対する オーストラリア連邦政府の財政支援施策

Clair Report No.489 (December 3, 2019)

(一財)自治体国際化協会 シドニー事務所



一般財団法人

自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、御叱責を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麴町 1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: webmaster@clair.or.jp

はじめに

オーストラリアの地方自治体（日本の市町村に相当）の歳入は、個人・法人所得税収及び一般消費税収を独占する連邦政府、そして、多額の連邦交付金が交付される州政府と比して、極めて限定的である。

また、人口が増加している大都市部と異なり、地方部では人口や地域活力の確保が課題となっており、より多くの人々を惹きつけるために、地方部の地方自治体は、より積極的に地域活性化施策を展開していく必要がある。その際、自己負担額をできるだけ抑えつつ効率的かつ効果的に地域活性化施策に取り組むため、連邦政府や州政府の財政支援施策を有意義に活用する必要がある。

そこで、本稿は、地方自治体が実施する地域活性化施策に対するオーストラリア連邦政府からの交付金に着目し、その制度内容や交付手続きなどの詳細を紹介するものである。また、オーストラリア連邦政府からの交付金が、具体的にどのような地域活性化事業に活かされているかを示すのも、本稿が目指すところである。

本稿に示すオーストラリア連邦政府から地方自治体への交付金については、採択に向けて審査基準や評価比重があらかじめ明らかにされていることなど、日本の中央政府の交付金制度との比較においても、参考になるところがあると考えられる。また、日本の約 20 倍の広大な国土面積を有するオーストラリアの地方部の地方自治体が取り組む地域活性化施策の内容は幅広く、これも参考になるものと考えられる。

本稿が、日本の中央政府の交付金制度や市町村の地域活性化施策に携わる方々の今後の業務の推進の一助となれば、幸いである。

(一財) 自治体国際化協会シドニー事務所長

赤岩 弘智

目次

はじめに

概要	2
第1章 オーストラリアの概況及び政府構造	
第1節 オーストラリアの概況	3
第2節 オーストラリアの政府構造	4
第2章 地方自治体の地域活性化施策に対するオーストラリア連邦政府の財政支援施策	
第1節 連邦政府の構成	7
第2節 National Stronger Regions Fund	
1 概要	9
2 対象団体及び対象事業	9
3 助成申請等の流れ及びスケジュール	11
4 審査基準	14
5 助成実績	16
第3節 Building Better Regional Fund	
1 概要	17
2 対象団体及び対象事業	18
3 助成申請等の流れ及びスケジュール	22
4 審査基準	24
5 助成実績	28
6 活用事例	29
おわりに	35
参考文献	36

概要

オーストラリアは、日本の約 20 倍の広大な国土面積を有するが、その人口は日本の約 5 分の 1 であり、地方自治体の数は 3 分の 1 程度である。人口は沿岸部の都市圏に集中しており、地方自治体の大部分が人口規模の小さい小規模自治体である。

連邦政府、州政府、地方自治体という三層の政府構造を有するオーストラリアにおいて、住民生活に直結した行政サービスを提供する地方自治体の役割が重要性を増す中、地方自治体の財源に限られる状況で、地域活性化施策の実施のために必要となる財源を確保するため、連邦政府及び州政府による地方自治体に対する財政支援への期待が高まっている。

本稿は、連邦政府から地方自治体への財政支援施策に着目し、特に地方部の小規模な地方自治体が行う地域活性化施策に対し、連邦政府がどのような財政支援を行っているのかということについて、シドニー事務所在籍中に訪問した地方自治体へのヒアリング等を通じて調査したことをまとめたものである。

第 1 章においては、オーストラリアの概況や政府構造を紹介し、地方自治体の置かれている現状について確認する。

第 2 章においては、地方自治体が行う地域活性化施策に対する連邦政府の財政支援施策について紹介するとともに、その活用事例を紹介する。

第1章 オーストラリアの概況及び政府構造

第1節 オーストラリアの概況

オーストラリアは1つの大陸全体を主な国土とし、6つの州（ニュー・サウス・ウェールズ州、ビクトリア州、クイーンズランド州、南オーストラリア州、西オーストラリア州及びタスマニア州）と2つの特別地域（オーストラリア首都特別地域及び北部特別地域）から成り立っており、その面積は日本の約20倍である約769万km²に及ぶ。これは、ロシア、カナダ、米国、中国、ブラジルに次いで世界第6位の面積である¹。北部沿岸は雨季と乾季のみの熱帯雨林気候である一方、南部は四季がはっきりと分かれる温帯気候である。大陸中心部は砂漠気候で、酸化鉄を多く含んだ赤土の地帯が広がっている。

オーストラリアの人口は、2016年の国勢調査では2,340万人²であり、日本の人口の約5分の1であるが、移民を積極的に受け入れる多民族・多文化国家として、近年、移民による人口増と自然増で合わせて年間およそ35万人³というペースで人口が増加している。こうした人口増加傾向や資源ブーム等を背景に、1992年以降、27年連続で経済成長を成し遂げている⁴。

オーストラリアには、2017年11月時点で538の地方自治体が存在している⁵。1990年以降、地方行政改革の一環として、オーストラリア各地において地方自治体の合併が行われてきており、地方自治体数は30年前と比較して300以上減少して今に至る。地方自治体の名称は州により異なるが、都市部の地方自治体はシティ又はタウン、地方部の地方自治体はシャイア又はディストリクトと称されることが多い。行政組織としての地方自治体を示す場合、これらの名称にカウンシルをつけて、「〇〇シティ・カウンシル」、「〇〇シャイア・カウンシル」等と呼ばれている。

地方自治体の規模は様々であり、行政区域がわずかに約1km²である地方自治体から、日本全国とほぼ同じ面積の行政区域を有する地方自治体までである⁶。人口についても、100

¹ 自治体国際化協会『オーストラリアとニュージーランドの地方自治（2018年版）』、1頁

² Australian Bureau of Statistics (ABS), 2016 Census QuickStat, Australia
<http://quickstats.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/quickstat/036>（閲覧日：2019年3月13日）

³ ABS, Australian Demographic Statistics, 2006～2016（URLは「参考文献」参照。）

⁴ 日豪プレス、『豪州産石炭、中国で禁輸と報道』、2019年3月2日
<http://nichigopress.jp/nichigo_news/monthly_news/178773/>（閲覧日：2019年3月13日）

International Monetary Fund, World Economic Outlook (WEO), Table A2. Advanced Economies: Real GDP and Total Domestic Demand 1

<<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/Issues/2019/03/28/world-economic-outlook-april-2019>>（閲覧日：2019年3月13日）

⁵ 自治体国際化協会『オーストラリアとニュージーランドの地方自治（2018年版）』、11頁

⁶ 面積が最も小さい地方自治体は西オーストラリア州のペパーミントグローブ（Shire of Peppermint Grove）で、面積は1.1km²である。最大の地方自治体は同州のイーストピルバラ（Shire of East Pilbara）で、その面積である39万km²は日本全国面積とほぼ同じである。（ABS, ABS. Stat, Data by Region, Peppermint Grove 及び East Pilbara。URLは「参考文献」参照。）

人に満たないものから、100万人を超えるものまで様々⁷であるが、国内人口の大半が大
陸沿岸部の都市に集中しており、特に東部地域のシドニー、メルボルン及びブリスベンの
都市圏人口の合計数はオーストラリア全体の約50%を占めている⁸。

第2節 オーストラリアの政府構造

オーストラリアの政府構造は、連邦、州及び地方自治体の三層制である。オーストラリ
ア首都特別地域及び北部特別地域は、準州として、州に準ずるものと位置づけられている。

1770年、英国人探検家であるジェームズ・クックがオーストラリア大陸に上陸し、英
国領とすることを宣言し、その後、1859年までに現在の6州の基礎となる6つの植民地
が設置された。これらの6つの植民地にはそれぞれ英国から自治権が与えられていたが、
植民地間の関税障壁等の経済活動の阻害要因を除去すること、郵便・通信制度の運営上の
非効率を解消すること等の理由から、統一国家形成の必要性が認識されるようになり、
1900年7月、英国でオーストラリア連邦結成法が成立し、1901年に6州からなるオース
トラリア連邦が正式に発足した。このとき、制定された連邦憲法において「連邦政府の権
限を除き、連邦成立前から有していた植民地政府の権限の全ては州政府が受け継ぐ⁹」と
いう規定が設けられ、各植民地はその機能の一部を連邦政府に移譲したものの、多くの機
能は新設された州政府が継承した。

こうした歴史的経緯から、連邦政府の権限は、連邦憲法に列挙されたものに限定されて
おり、関税・消費税の課税、硬貨の製造等、連邦政府のみが行使し得る「専属的権限」と、
関税・消費税以外の課税、社会福祉等、連邦政府及び州政府が行使し得る「共管的権限」
に分類されている。一方で、州政府の権限は、警察、学校教育、病院、地域開発、農業等、
広範に渡っている。このように、第一層である連邦政府及び後述する第三層の地方自治体
に比べて、第二層である州政府の有する権限が非常に大きいというのがオーストラリアの
政府構造の特徴である。（図表1参照）

一方で、連邦政府は国内の主要な税収源である所得税と消費税をほぼ独占しており、州
政府及び地方自治体に対し、財政面で圧倒的に優位に立っている¹⁰。その裏返しとして、
連邦政府は巨額の交付金を、毎年度、州政府と地方自治体に対して支出しており¹¹、総歳

⁷ クイーンズランド州の州都であるブリスベン（Brisbane City Council）の人口は113万人、先住民アボリ
ジニのコミュニティを基礎とする自治団体である南オーストラリア州のマラリンガ・ティアルトウジャ
（Maralinga Tjarutja）の人口は59人である。（Australian Bureau of Statistics, 2016 Census
QuickStats, Brisbane 及び Maralinga Tjarutja。URLは「参考文献」参照。）

⁸ シドニー都市圏の人口は4,823,991人、メルボルン都市圏は4,485,211人、ブリスベン都市圏は
2,270,800人である。（Australian Bureau of Statistics, 2016 Census QuickStats, Greater Sydney,
Greater Melbourne 及び Greater Brisbane。URLは「参考文献」参照。）

⁹ 107, Chapter 5, Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution)

¹⁰ Australian Bureau of Statistics, 5506.0 – Taxation Revenue, Australia, 2016-2017

<<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/mf/5506.0>>（閲覧日：2019年3月13日）

¹¹ 久保田治郎編著『オーストラリア地方自治体論』、ぎょうせい、1998年、15頁

出額の約4分の1が州政府及び地方自治体への交付金に充てられている¹²。こうした政府間の関係性を、後述する地方自治体を含め、当地では、「連邦政府は財源を、州政府は権限を、地方自治体は困り事を持つ」と評することがある¹³。

地方自治体は、各州の地方自治体法（Local Government Act）により存立するが、その権限は日本の市町村と比べると非常に限られており、地方道路、ごみ収集、公衆衛生、山火事対策等、生活環境関連サービスが中心となっている。地方自治体の事務は、しばしば「3つのR」－道路（Road）、資産税（Rate）、ごみ処理（Rubbish）－に例えられてきたが、これは、かつて地方自治体が資産税を徴収し、納税者への対価サービスとして道路建設やごみ処理等の日常生活関連の事業を行うために設置された団体であったことに由来している¹⁴。

先述のとおり、地方自治体は、州法をその存立の根拠法としていることから、「州の創造物」（Creature of the State）と見なされており¹⁵、州政府がその統制・監督を行い、地方自治体の合併（地方自治体領域の変更）や地方自治体議会の解散等、地方自治体の基盤や運営に関する重要な決定を行う権限を州政府が有している¹⁶。しかし一方で、地方自治体は住民生活に直結した行政サービスの提供や、公共施設等の管理等を行う主体として重要な役割を担っていることから、近年では、地方自治体の役割の見直し及び権限の強化が図られてきており、特にサービス行政分野においては、地方自治体への期待が高まってきた。現在、地方自治体は、各州の地方自治法の定める範囲内で、その規模や地域性に応じた様々な施策を行っているが、社会・環境問題に対処するため、都市計画、建築規制、コミュニティ・サービスの分野に重点を置く地方自治体が増えており、行政コストの効率化を図るためのごみ収集や福祉サービス等の外部委託や、地域コミュニティと協働した地域活性化施策に積極的に取り組む地方自治体もある¹⁷。

¹² 2017-2018年度の連邦政府予算（一般政府部門）における歳出総額は4,688億豪ドル（37兆5,040億円）であり、うち1,224億豪ドル（9兆7,920億円）が、州政府及び地方自治体に交付されることとなっている。なお、本稿では、便宜上、一律に1豪ドル＝80円として扱う。

Australian Government Budget Financial Statement 2017-2018
<https://archive.budget.gov.au/2017-18/fbo/FBO_2017-18_Combined.pdf>（閲覧日：2019年10月28日）

¹³ 久保田治郎編著『オーストラリア地方自治体論』、ぎょうせい、1998年、13頁

¹⁴ 自治体国際化協会『オーストラリアとニュージーランドの地方自治（2018年版）』、23頁

¹⁵ 久保田治郎編著『オーストラリア地方自治体論』、ぎょうせい、1998年、9頁

¹⁶ 地方自治体の合併や地方自治体議会の解散は、各州の地方自治体法において、州総督（各州における英国女王の名代）にその権限が形式的に与えられているが、その実行は州政府の助言に基づき行われることとなっており、実権は州政府にあるとされている（久保田治郎編著『オーストラリア地方自治体論』P35、ぎょうせい、1998年）。また、オーストラリア首都特別地域においては、オーストラリア首都特別地域法

（Australian Capital Territory (Self-Government) Act 1988）により連邦総督（オーストラリアにおける英国女王の名代）に議会の解散権が、北部特別地域においては、地方自治体法により北部特別地域行政官（州総督に相当）に地方自治体の合併に関する権限が、それぞれ与えられている。

¹⁷ 自治体国際化協会『オーストラリアとニュージーランドの地方自治（2018年版）』、24頁

図表1 各層政府の権限¹⁸

連 邦		州・特別地域 ¹⁹		地方自治体
専属的権限	共管権 ²⁰	その他の権限		
連邦憲法に規定されている、連邦に専属する権限 ²¹	連邦憲法に規定されている、連邦政府と州が行使し得る権限 ²²	専属的権限・共管権以外の権限（州のみが行使し得る権限）		各州がそれぞれの地方自治法により地方自治体に付与した権限
〈例〉 ・関税・消費税の課税 ・硬貨製造 ・連邦憲法改正の発議 など	〈例〉 ・関税・消費税以外の課税 ・防 衛 ・外 交 ・社会福祉 ・年 金 ・郵便制度 ・度量衡制度 ・銀行運営 ・保険運営 ・著作権制度 など	〈例〉 ・警 察 ・消 防 ・救 急 ・公立学校 ・公立病院 ・環境保全 など		〈例〉 ・地方道整備 ・山火事対策 ・公衆衛生 ・児童保育 ・ごみ収集 ・建築確認 ・土地利用計画 など

このように、地方自治体を取り巻く状況が変化し、その役割が見直される中、地方自治体が行う地域活性化施策に対する連邦政府や各州政府による支援が行われている。特に、地方自治体は、公共施設等の管理、住環境を整えるうえで必要となるインフラ整備等を行う役割を担っていることに加え、地域の経済活力を維持・発展させていくための地域活性化施策の実施も期待されており、これらの事業を実施するうえでの連邦政府や州政府による財政支援が極めて重要となっている。

本稿では、先述の「連邦政府は財源を、州政府は権限を、地方自治体は困り事を持つ」と評されるオーストラリアの政府構造において、「財源」を持つ連邦政府が、地方自治体の「困り事」に対してどのような支援を行っているのかということに焦点を当て、その一例として、地方自治体がインフラ整備等を通じて行う地域活性化施策に対する連邦政府による財政支援施策を次章で紹介する。

¹⁸ 久保田治郎編著『オーストラリア地方自治体論』、ぎょうせい、1998年、6頁

¹⁹ 首都キャンベラでは、オーストラリア首都特別地域政府が州及び地方自治体の機能を果たしている。

²⁰ 権限行使に関し、連邦と州で競合したときは連邦の権限が優先する（109, Chapter5, Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution)）。

²¹ 90, Chapter4; 115, Chapter5 Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution).

²² 51, Part5, Chapter1, Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution).

第2章 地方自治体の地域活性化施策に対するオーストラリア連邦政府の財政支援施策

第1節 連邦政府の構成

2019年3月現在、図表2のとおり、連邦政府は18の省から構成されている。憲法上、行政権は連邦総督に属し、連邦総督が連邦各省を設置して、各大臣が連邦各省を統括することとされている。日本とは異なり、連邦各省は法律に基づいて設置されているわけではなく、政権発足時または内閣改造時には、各省の統廃合、名称変更などが頻繁に行われる。

図表2 連邦政府の各省²³

①農業・水資源省	(Department of Agriculture and Water resources)
②法務省	(Attorney-General's Department)
③通信・芸術省	(Department of Communications and the Arts)
④国防省	(Department of Defence)
⑤教育・訓練省	(Department of Education and Training)
⑥環境・エネルギー省	(Department of the Environment and Energy)
⑦予算省	(Department of Finance)
⑧外務・貿易省	(Department of Foreign Affairs and Trade)
⑨保険省	(Department of Health)
⑩内務省	(Department of Home Affairs)
⑪人的サービス省	(Department of Human Services)
⑫産業・イノベーション・科学省	(Department of Industry Innovation and Science)
⑬インフラ・地域開発省	(Department of Infrastructure, Regional Development and Cities)
⑭雇用・中小企業省	(Department of Jobs and Small Business)
⑮首相府	(Department of the Prime Minister and Cabinet)
⑯社会サービス省	(Department of Social Services)
⑰退役軍人省	(Department of Veterans' Affairs)
⑱財務省	(Department of The Treasury)

²³ Commonwealth of Australia, Administrative Arrangements Order, 12 December 2013; 20 December 2017、シドニー日本商工会議所『オーストラリア概要 2018/2019 年度版』、2018年、24頁

連邦政府のインフラ・地域開発省²⁴は、オーストラリア国内におけるインフラや公共交通の整備、地域の開発・発展に関する取組を所管しており、これらに関する施策の企画立案及び実施を通じて、地域の経済成長の促進、交通アクセスの向上、輸送の安全性の確保、地域の活性化や地域コミュニティの活性化等を行っている。

中でも、地域の活性化等に関する取組については多くの財政支援施策が行われており、事業規模の大きな公共インフラ、地域コミュニティの活性化等に資する小規模なインフラといった、その事業規模に応じた財政支援施策が用意されており、また、水道供給という特定のインフラ整備に特化した財政支援も行われている²⁵。

次節以降、インフラ・地域開発省におけるこれらの財政支援施策の中で、地方自治体等が実施するインフラ整備等による地域活性化施策に対する財政支援施策について紹介する。

²⁴ 英語名称は、2013年12月のAdministrative Arrangement OrderにおいてはDepartment of Infrastructure and Regional Developmentであったが、2017年12月のAdministrative Arrangement Orderにおいて、現在のDepartment of Infrastructure, Regional Development and Citiesとなった。

²⁵ Australian Government, Department of Infrastructure, Regional Development and Cities, 2018-2019 Corporate Plan

第2節 National Stronger Regions Fund

1 概要

National Stronger Regions Fund（以下「NSRF」という。）は、地方部の地方自治体、特に条件不利地域における地方自治体の経済成長や地域活性化を支援する取組として、2014年から2016年までインフラ・地域開発省が実施した財政支援措置である。NSRFでは、条件不利地域における経済成長や持続可能な発展に寄与すると考えられる事業のうち、地域コミュニティが特に必要とするインフラ整備への投資をサポートすることによって、地域における経済活動の活性化、生産性の向上、雇用の改善、投資の確保、定住を促進する住みよい地域コミュニティの創出、地方自治体と州政府、民間企業及び地域コミュニティとの連携の強化等を達成することがその目的として掲げられた。

NSRFは、労働党から自由党及び国民党の保守連合への政権交代が行われた2013年の総選挙のキャンペーン中において、労働党政権下のRegional Development Australia Fundに代わる地方自治体等に対する財政支援の取組として発表が行われたものであり、2014年から2016年にかけて計3回、合計で約6.3億豪ドル（約504億円）の助成金の交付決定が行われている。

当初、事業期間は2014年から5年間とされていたが、後述するように、2016年に地方部における地方自治体の財政支援に焦点を当てることをより明確化した新制度への移行が行われた。

2 対象団体及び対象事業²⁶

NSRFの対象となる団体は、オーストラリアビジネスナンバー²⁷を有する法人であり、かつ、地方自治体²⁸又は非営利団体（ただし、州政府又は準州政府が所管するものを除く。）のいずれかとされている。

²⁶ Australian Government, Department of Infrastructure and regional Development, National Stronger Regions Fund Guideline; National Stronger Regions Fund Round 3 Guideline, Eligibility

²⁷ Australian Business Number。個人または法人が申請により取得可能な11桁の番号であり、身元証明、税申告、補助金申請等に活用される。オーストラリア商務登記官（Australian Business Register: ABR）が発行。申請は誰でも行うことができるが、発行に当たっては、事業を行う体制が整っているといった「事業体」としての条件を満たしている必要がある。

Australian Government, Australia.gov.au, Australian Business Number

<<https://www.australia.gov.au/information-and-services/money-and-tax/tax/abn-australian-business-number>>（閲覧日：2019年3月13日）

Australian Government, Business.gov.au, Register for an Australian Business Number (ABN)

<<https://www.business.gov.au/registrations/register-for-an-australian-business-number-abn>>（閲覧日：2019年3月13日）

²⁸ Local Government (Financial Assistance) Act 1995 (Cwlth) が定義する地方統治体（Local Governing Body）。州政府の地方自治体法によって設立された団体であって、電気、水道の供給といった

また、条件不利地域における経済成長や持続可能な発展という NSRF の制度目的から、オーストラリア領の離島自治体（The Shire of Christmas Island, Cocos (Keeling) Island Shire Council 等）、先住民アボリジニのコミュニティを基礎とする自治団体（Anangu Pitjantjatjara Yankunytjatjara, Maralinga 等）等についても、地方自治体と見なすこととされている。

一方、NSRF の対象外とされているのは以下の団体である。

- ① 州政府及び北部準州政府
- ② 州政府及び準州政府が所管する企業
- ③ 州政府及び準州政府が所管する非営利団体
- ④ 大学、専門学校、その他学校及び病院並びに連邦政府がその事業等の実施にあたり主としてサポートを行っている団体
- ⑤ 地域開発委員会（Regional Development Australia Committee）²⁹
- ⑥ 営利団体

NSRF は、新規のインフラ建設または既存のインフラの機能向上及び拡張等を含む投資事業を助成対象としており、助成額は 2 万豪ドル（160 万円）から 1,000 万豪ドル（8 億円）までである。既存インフラの更新や修理については、当該助成事業の趣旨から、生産性の向上を伴うものである必要がある。また、申請を行う事業は、2019 年 12 月 31 日までに完了すること、事業実施期間後も地域への経済効果をもたらすものであることが求められている。

特定のサービスを提供することを唯一の、又は主要な目的とした団体以外の団体等をいう。（(2), 4, Part 1, Local government (Financial Assistance) Act 1995）

²⁹ 地域の発展に向けた課題を見つけ、その克服に向けた取組を地域コミュニティと協働して実施し、また、各政府へ地域の発展に関する助言等を行うことによりオーストラリア国内の地域開発を支援することを目的として、連邦政府が国内各地に設置した組織。2019 年 2 月時点で、国内に 52 の委員会が設置されている。Regional Development Australia <<https://rda.gov.au/about/>>（閲覧日：2019 年 3 月 13 日）

3 助成申請等の流れ及びスケジュール³⁰

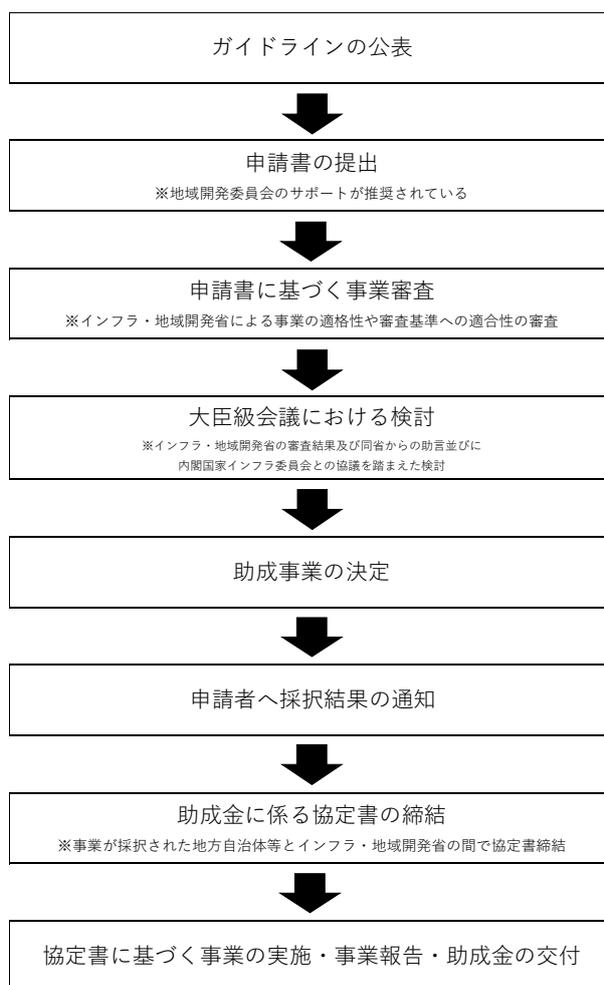
NSRF に係る申請、審査、助成決定等の流れは図表 3-1 のとおりである。

ガイドラインは、Round 1 と Round 2 については同時に、Round 3 については別途公表された。³¹

助成申請はオンラインで行われ、ガイドラインに示された申請締切までに必要書類の提出を行うことになる。ガイドラインによれば、地域開発委員会が、申請を行う地方自治体等が所在する地域における優先度の高い事業や長期の経済成長に貢献すると考えられる事業を見つけ出し、地域におけるこうした事業の重要性を立証していくことについて、申請者である地方自治体等と協働することができるとされている。また、地域開発委員会は、助成申請を行う事業の実施に当たり重要となる関連団体との調整、新たな投資者等の掘り起こし等を通じて、申請を行う地方自治体等を支援することができるとされており、申請者は、申請に当たり、その所在地を管轄する地域開発委員会によるこれらのサポートを得ることが推奨されている³²。

インフラ・地域開発省は、NSRF の助成を申請するに当たっての申請者の適格性、事業内容に対する事業費の妥当性を確認したうえで、次に述べる審査基準に基づく申請事業の審査を行うが、その際、必要に応じ、州政府、他の連邦政府機関、外部専門家等に対し、当該申請事業が州政府による地域発展に関する取組に沿ったものかどうか、当該申請事業が地域の経済的発展にどれほどの効果があるのかということについて意見を求めることができる。

図表3-1 NSRF に係る助成申請等の流れ



³⁰ Australian Government, Department of Infrastructure and regional Development, National Stronger Regions Fund Guideline; National Stronger Regions Fund Round 3 Guideline, Grant Programme Process Flowchart; Decision; Condition of funding; Payment of Funding

³¹ 「Round」とは、ガイドラインの公表から助成金の交付までの1サイクルを意味している。

³² Australian Government, Department of Infrastructure and regional Development, National Stronger Regions Fund Guideline; National Stronger Regions Fund Round 3 Guideline, Regional Development Australia Committees' support

インフラ・地域開発省は、審査結果を同省における大臣等³³で構成される大臣級会議（The Ministerial Panel）に報告するとともに、助成対象事業として採択すべき事業について助言を行う。大臣級会議では、当該報告及び当該助言並びにオーストラリアにおける連邦政府のインフラ整備について助言等を行うために内閣に置かれた国家インフラ委員会（The National Infrastructure Committee of Cabinet）との協議を踏まえ、助成対象として採択する事業、当該事業に係る助成金額及び助成を行うに当たっての諸条件を決定する。

助成対象として採択された事業について、その採択結果は、当該事業の申請を行った地方自治体等に対して書面で通知され、この中で、助成決定に際して付された諸条件も併せて通知される。助成対象として採択に至らなかった事業についても同様に、その非採択結果が当該申請を行った地方自治体等に対して書面で通知される。さらに、非採択事業については、当該非採択結果についてのインフラ・地域開発省からのフィードバックが行われ、次の助成申請に向けた助言等が行われる。

助成事業の決定後は、当該事業を実施する地方自治体と、連邦政府を代表してインフラ・地域開発省の間で協定書が締結される。協定書には、大臣級会議において助成決定するにあたり当該事業に対して付された諸条件、事業の進捗報告に関する事項、助成金の交付のために達成されるべき事業の進捗に関する事項等、助成決定された事業の実施や助成金交付に関して重要となる様々な事柄が盛り込まれる。なお、助成対象事業に係る協定書締結前に発生した経費については助成対象とはならない。

NSRF の Round1 から Round3 における申請等のスケジュールは図表 3 - 2 のとおりである。

³³ Round 3 において構成員とされているのは、インフラ・地域開発省の大臣である地域開発大臣（Minister for Regional Development）、インフラ・運輸大臣（Minister for Infrastructure and Transport）及び大規模事業・地域・地方自治体大臣（Minister for Major Projects, Territories and Local Government）並びに首相府補佐大臣（Assistant Minister to the Prime Minister）。なお、Round 1 及び 2 においては、インフラ・地域開発大臣（Minister for Infrastructure and Regional Development）、インフラ・地域開発補佐大臣（Assistant Minister for Infrastructure and Regional Development）及び首相府大臣政務次官（Parliamentary Secretary to the Prime Minister）が構成員とされている。（Australian Government, Department of Infrastructure and regional Development, National Stronger Regions Fund Guideline; National Stronger Regions Fund Round 3 Guideline, Roles and responsibility）

図表3-2 Round1 から Round3 における申請等スケジュール

	Round 1	Round 2	Round 3
ガイドラインの公表	2014 年 10 月	2014 年 10 月 (Round 1 と同時)	2015 年 12 月
申請開始	2014 年 10 月	2015 年 5 月	2016 年 1 月
申請締切	2014 年 11 月	2015 年 7 月	2016 年 3 月
採択結果の通知	2015 年 5 月	2015 年 12 月	2016 年 7 月

4 審査基準³⁴

NSRFに助成申請を行った事業については、インフラ・地域開発省において、以下の4つの基準に基づいて審査される。

(1) 地域の経済成長への貢献³⁵

地域の経済成長に関する審査基準については、申請を行う事業が地域にもたらす経済的利益を定義及び定量化するとともに、当該経済的利益がインフラ建設の期間を超えて継続し得るものであるかということについて評価が行われる。当該基準による審査に当たり、申請者には、経済的利益の定義、定量化、継続性の証明に関する資料の提出が求められており、投資対効果検討書（Business Case）、事業管理計画（Project Management Plan）またはこれらに相当する書類を提出することが推奨されている。また、100万豪ドル（8,000万円）以上の助成を求める事業については、費用対効果の分析結果（Cost Benefit Analysis）についても提出することが強く推奨されている。

(2) 地域の条件不利への対応³⁶

地域の条件不利への対応に関する審査基準については、①申請を行う事業が対応しようとしている条件不利の内容、②当該条件不利に対して当該事業がどう対応するのかという2つの審査項目により評価が行われる。この2項目の評価の比重は同等であり、申請者から提出された資料を基に、当該事業と当該条件不利の関係性、当該事業が当該条件不利の解消に向けて、どのように、またどの程度貢献をするかという点が評価される。

(3) 事業がもたらす投資の呼び込み及びパートナーシップの構築³⁷

投資の呼び込み及びパートナーシップ構築に関する審査基準については、申請を行う事業を実施し、発展させていくうえで構築されるパートナーシップの範囲及び性質を明らかにし、協賛者からどの程度、どういった投資を受けて当該事業が実施されるのかということについて評価が行われる。具体的には、当該事業における協賛者からの投資額で申請時点で確定している金額、当該事業に対する協賛者の数等について確認が行われることになる。投資については、現金の他、現物投資も含まれ、助成金申請に当たっては、当該投資の実施を証する書類を提出する必要がある。特に、現金投資については、①投資額、②

³⁴ Australian Government, Department of Infrastructure and regional Development, National Stronger Regions Fund Guideline; National Stronger Regions Fund Round 3 Guideline, Assessment Criteria

³⁵ The extent to which the project contributes to economic growth in the region

³⁶ The extent to which the project addresses disadvantage in the region

³⁷ The extent to which the project increases investment and builds partnerships in the region

投資が行われる対象が助成金申請を行っている事業であること、③現金投資を実施するに当たっての諸条件等を記す書類を提出する必要がある、当該投資を行う組織における上級職の職員による公式文書が望ましいとされている。なお、申請者による投資については、助成金申請様式への記載で足りるとされている。

(4) 事業の実施可能性及び持続可能性並びに協賛者のコミットメントの維持・確保³⁸

事業の実施可能性等に関する審査基準については、申請を行う事業が、インフラの整備期間を超えて、当該助成金の趣旨である条件不利地域における持続可能な発展にどのように寄与するかということについて評価が行われる。具体的には、申請者が事業を問題なく実施できる財政状況にあるかどうか、予定どおりの工期及び事業費で事業完了ができるかどうか、助成決定後の協定書締結から 12 か月以内に事業を開始できる程度に着工準備が整っている事業であるかどうかといった点について、申請者から提出された資料を基に審査が行われることになる。なお、申請者が提出する必要がある資料としては、100 万豪ドル（8,000 万円）超の助成金を申請する事業については、当該事業に係る投資対効果検討書、事業管理計画等を提出する必要があるが、100 万豪ドル以下の助成金を申請する事業については、これらに準じた書類の提出で足りることとされている。

NSRFの趣旨から、地域の経済成長への貢献に関する審査基準が、他の審査基準と比べて評価の比重が高く設定されている。（図表4参照）

図表4 NSRFの審査基準と評価比重

	Round 1 及び Round 2	Round 3
地域の経済成長への貢献	50%	7分の3
地域の条件不利への対応	50%	7分の2
投資呼び込み及びパートナーシップ構築		7分の1
事業の実施可能性等		7分の1

³⁸ The extent to which the project and proponent are viable and sustainable

インフラ・地域開発省は、以上4つの指標に基づく各助成申請事業の審査結果を、関連資料と併せて大臣級会議に報告するとともに、助成決定に向けての助言を行う。大臣級会議においては、インフラ・地域開発省からの審査結果及び助言に加え、連邦政府におけるインフラ整備計画との連動性や、連邦政府として優先的に整備を進めるべきと考えられるインフラの種別等に関する国家インフラ委員会との協議結果を踏まえ、助成対象事業の決定を行うことになる。さらに、助成対象事業の決定に際しては、以下の点についても考慮することとされている³⁹。

- ① 当該事業の効果が及ぶ地域の範囲
- ② 当該事業に対する確かな需要があるか
- ③ 当該事業が行われる地域において重複する施設・サービスがないか
- ④ 当該地域における他のインフラ及び今後の整備が予定されているインフラ並びに助成申請事業がこれらのインフラとどのような関係にあるか
- ⑤ 申請者に対する Round1 及び Round2 における助成の有無・程度 (Round3 のみ)
- ⑥ 助成を行う地方自治体等の地理的なバランス (Round3 のみ)
- ⑦ NSRF による助成を受けずに事業実施を行うことができるかどうか (Round3 のみ)
- ⑧ 連邦政府におけるプライオリティ

5 助成実績⁴⁰

NSRF では、既述のとおり、2014 年から 2016 年にかけて計 3 回、合計で 229 の事業に対して、約 6.3 億豪ドル (約 506 億円) の助成金の交付決定がなされた。各 Round における助成決定事業数と助成金額は図表 5 のとおりである。

図表5 NSRF の助成実績

	Round 1	Round 2	Round 3
助成決定事業数	51	111	67
助成金額(豪ドル)	212,253,603 (約 169.8 億円)	293,434,371 (約 234.7 億円)	126,543,959 (約 101.2 億円)

³⁹ Australian Government, Department of Infrastructure and regional Development, National Stronger Regions Fund Guideline; National Stronger Regions Fund Round 3 Guideline, Decisions on projects to be funded

⁴⁰ Successful Application – NSRF Round 1, 2, 3

第3節 Building Better Regional Fund

1 概要

2016年、より地方部のニーズに焦点を当てた財政支援を実施するため、連邦政府から、Building Better Regional Fund（以下「BBRF」という。）を創設することが発表された。BBRFは、NSRFと同様に、地域における経済活動の活性化、生産性の向上、雇用の改善等に関する事業・取組を支援するものだが、より地方部の小規模地方自治体等の支援に重点化するため、NSRFのスキームを引き継ぎつつ、いくつかの変更を加えるかたちで、制度設計が行われた。

主な変更点としてまず挙げられるのは、BBRFの助成対象となる事業の適格性の審査に、「事業の実施される地域」を新たに採用し、その要件から主要都市を除外したことである。具体的には、人口100万人超の主要な都市圏であるシドニー都市圏（ニュー・サウス・ウェールズ州）、メルボルン都市圏（ビクトリア州）、ブリスベン都市圏（クイーンズランド州）、パース都市圏（西オーストラリア州）、アデレード都市圏（南オーストラリア州）に属する地方自治体が助成対象地域から除外された。また、人口は100万人には満たないものの、キャンベラ（オーストラリア首都特別地域）における一部地域⁴¹も対象外地域として指定され、地方部の小規模自治体に対してより多くの助成金を分配できる制度設計がなされた。

次に挙げられる変更点は、事業が実施される地域について、オーストラリア統計局（Australian Bureau of Statistics）が製作した地域の遠隔地の度合いを測定するシステム（Australian Bureau of Statistics' Remoteness Structure。以下「ABSRS」という。）による5分類⁴²でカテゴライズし、その類型に基づき、事業費に対する助成金の割合及び助成事業の審査における採点の2点において、より遠隔地において実施される事業を優遇する制度設計がなされたことである。第1章第1節で述べたように、多様性に富んだ地方自治体がある中、地方部における小規模自治体等の地域活性化施策に対する支援に重点化するための制度変更である。

さらに、BBRFでは、インフラ整備に対する財政支援に重点を置いたNSRFの制度趣旨を継承しつつ、地域コミュニティにおけるイベントの開催、地域活性化に関する計画策定、リーダーシップ強化に関する活動等のソフト事業に対しても助成を行うこととされ、

⁴¹ キャンベラについては、Canberra-Queanbeyan Significant Urban Areaの一部のみが対象外地域として指定されている。

⁴² シドニー等の都市部である「Major Cities of Australia」、そこから距離が近い方から「Inner Regional Australia」、「Outer Regional Australia」、「Remote Australia」、「Very Remote Australia」という全部で5つの類型に分類されている。（Australian Bureau of Statistics, Remoteness Structure <<http://www.abs.gov.au/websitedbs/d3310114.nsf/home/remoteness+structure>>（閲覧日：2019年3月13日））

従来からのインフラ整備に関する事業（Infrastructure Projects Stream。以下「インフラ整備事業」という。）に加えて、地域コミュニティにおけるイベント開催等に関する事業（Community Investments Stream。以下「コミュニティ投資事業」という。）の2種類の助成金を活用できる仕組みとなった。従前から財政支援の必要性が高かったインフラ整備に関する支援は継続しつつ、助成対象をソフト事業にまで拡大させ、地域のニーズに合ったきめ細かなサポートを提供するための制度変更が行われたかたちである。

なお、BBRFの申請受付、事業の審査等運営に関することについては、インフラ・地域開発省に代わって、産業・イノベーション・科学省が行うこととなり、ガイドライン等には両省が連名で対応している。

2 対象団体及び対象事業⁴³

BBRFの対象となる団体は、NSRFと同様、オーストラリアビジネスナンバーを有する法人であり、かつ、地方自治体又は非営利団体（ただし、州政府又は準州政府が所管するものを除く。）のいずれかとされている。また、地方自治体として見なされる地域、団体等があるということについてもNSRFと同様であり、その対象団体も同一である。

対象事業に関しては、まず、インフラ整備事業については、インフラの新設、既存インフラの改修・拡大等に関する事業とされており、特に、インフラの更新については、当該地域への経済的利益の増大につながることを証明・説明することが必要とされている。申請時点で建設が開始されている事業については対象外となるが、助成決定が行われた場合に締結する協定書が発効して間もなく事業を開始する必要があることとされていることから、申請を行う事業については、投資準備ができていない事業（Investment-ready projects）であることが望ましいとされている。この、投資準備ができていない事業とは、ガイドラインにおいて、①事業に対する投資や寄付がすべて確定していること、②申請者である地方自治体等が事業実施に当たり確認すべき規制や必要な承認等をすべて認識していること、③しっかりとした事業計画を有していること、④BBRFの助成決定を受け、協定書を締結したのち間もなく事業を開始することができること、以上の要件をすべて満たした事業であるとされている。なお、計画段階の事業についてもBBRFの助成申請は可能とされているが、投資準備ができていない事業との競争という点では評価に差が生じることがあり得るとされている。

インフラ整備事業における助成金の助成範囲は2万豪ドル（160万円）から1,000万豪ドル（8億円）である。事業費に対する助成割合については、基本的には事業費の50%

⁴³ Australian Government, Department of Industry, Innovation and Science; Department of Infrastructure Regional Development and Cities, Building Better Regions Fund Infrastructure Projects Stream; Community Investments Stream, Grant Opportunity Guidelines Round 1 to 3, Grant Available, Eligibility criteria, eligible grant activities

までであるが、事業が実施される地域が ABSRS における「Remote」もしくは「Very Remote」に分類される場合は、当該事業を実施する地方自治体等については、事業費の 75%まで申請可能である。また、自然災害、産業の衰退による影響、直近における人口の急激な変化等の特別な事情⁴⁴が認められる場合は、事業費の 100%まで申請可能となる。

インフラ整備事業の実施期間に関して、Round 3 のガイドラインにおいては、2021 年 12 月 31 日まで⁴⁵に事業を完了する必要があるとされている。（図表 6 参照）

図表6 インフラ整備事業(Round 3)の概要

助成額		2万豪ドル～1,000 万豪ドル
助成割合	特別な事情が認められた場合	事業費の 100%まで
	事業実施が行われる地域が ABSRS における Remote もしくは Very Remote である場合	事業費の 75%まで
	それ以外の事業	事業費の 50%まで
事業完了時期		2021 年 12 月 31 日まで

次に、コミュニティ投資事業については、①地域コミュニティが行うイベント等の実施、②地域の発展に向けた戦略策定、③地域コミュニティにおけるリーダーシップ強化に関する活動であって、インフラ整備以外の事業を対象としている。

①地域コミュニティが行うイベント等として助成対象となるのは、観光博覧会、地域の発展を協議する研修会、スポーツイベント、アート作品の展示会、フードフェスティバル等、地域住民に対して経済的、社会的、文化的な活動の機会の提供を可能とする地域コミュニティにおけるイベント等であり、これらの事業を通じ、地域の経済成長を支え、地域活動に対する住民の参加や結束を促し、ボランティア活動への参加や地域のアイデンティティの醸成を図ることが期待されるものである。また、助成対象事業は、新規事業又は大幅な拡張等を行う既存事業であって、助成決定後に締結される協定書の発効後に開催さ

⁴⁴ 特別な事情の有無は、事業採択の過程で、インフラ・運輸・地域開発大臣（The Minister for Infrastructure, Transport and Regional Development）等で構成される大臣級会議において決定されるが、特別な事情が認められるケースは極めて限られている。なお、特別な事情が認められなかった場合、申請者に対して再申請の機会は与えられない。（Australian Government, Department of Industry, Innovation and Science; Department of Infrastructure Regional Development and Cities, Building Better Regions Fund Infrastructure Projects Stream Grant Opportunity Guidelines Round 1 to 3, Exceptional circumstances and your contribution to the project）

⁴⁵ Round 1 は 2019 年 12 月 31 日まで、Round 2 は 2020 年 12 月 31 日まで。（Australian Government, Department of Industry, Innovation and Science; Department of Infrastructure Regional Development and Cities, Building Better Regions Fund Infrastructure Projects Stream Grant Opportunity Guidelines Round 1 to 3, Grant amount and project duration）

れるイベント等とされており、拡張等を伴わない既存のイベント等は対象外とされている。また、助成金を活用できるのは1つの事業に対して1度だけとされているが、申請者には、申請を行う事業の実施による地域コミュニティへの長期的な経済的利益（メディアへの露出、地域ビジネスの促進、観光客の誘致等）に加え、当該イベントを連邦政府の助成を受けずに将来どのように拡張させていくかという将来計画について、申請を行う際に明らかにすることが求められる。

②地域の発展に向けた戦略策定として助成対象となるのは、当該戦略策定に向けた調査事業、社会経済に関する情報収集事業等である。当該戦略は、地域における経済的機会の獲得、地域全体または地域の産業における課題への対応に焦点を当てたものであり、当該地域における投資者等の主要なステークホルダーと協議を行ったうえで策定されることが求められている。

③地域コミュニティにおけるリーダーシップ強化に関する活動として助成対象となるのは、地域において地域活性化の指揮を執る人たちの統率力や指導力の向上を図るための研修、地域ビジネスや地域産業が地域の活性化を牽引するための活動等である。ガイドラインにおいては、地域で地域活性化の指揮を執る人たちとして、地域コミュニティの代表者、地方自治体、地場産業者、地域の青年団の代表、従来から当該地域で生活してきた人たちによるコミュニティの代表者、企業体が挙げられている。

コミュニティ投資事業における助成金の助成範囲は5,000豪ドル（40万円）から1,000万豪ドル（8億円）とされているが、当該助成金の対象となるのがソフト事業ということ踏まえ、ほとんどの事例の助成金額は10万豪ドル（800万円）未満となることが想定されている。事業費に対する助成金額の割合の考え方は、基本的にはインフラ整備事業と同様であるが、コミュニティ投資事業においては、2万豪ドル（160万円）以下の事業については事業費の100%まで申請可能とされている。

コミュニティ投資事業の実施期間に関して、Round 3のガイドラインにおいては、助成決定後の協定書締結から12か月または2021年12月31日⁴⁶のいずれか早い方の期日までに事業を完了する必要があるとされている。（図表7参照）

⁴⁶ Round 1は2019年12月31日まで、Round 2は2020年12月31日まで。（Australian Government, Department of Industry, Innovation and Science; Department of Infrastructure Regional Development and Cities, Building Better Regions Fund Community Investments stream Grant Opportunity Guidelines Round 1 to 3, Grant amount and project duration）

図表7 コミュニティ投資事業(Round 3)の概要

助成額		5千豪ドル～1,000万豪ドル
助成割合	特別な事情が認められた場合	事業費の100%まで
	事業費が2万豪ドル以下の事業	
	事業実施が行われる地域が ABSRS における Remote もしくは Very Remote である場合	事業費の75%まで
	それ以外の事業	事業費の50%まで
事業完了時期		協定書締結から12か月もしくは2021年12月31日までのいずれか早い方の期日まで

3 助成申請等の流れ及びスケジュール⁴⁷

BBRF に係る申請、審査、助成決定等の流れは、図表 8-1 のとおり、NSRF と概ね同じであり、申請はオンラインで行われ、申請に当たり地域開発委員会によるサポートを受けることが推奨されている。ガイドラインは Round 毎に公表されている。

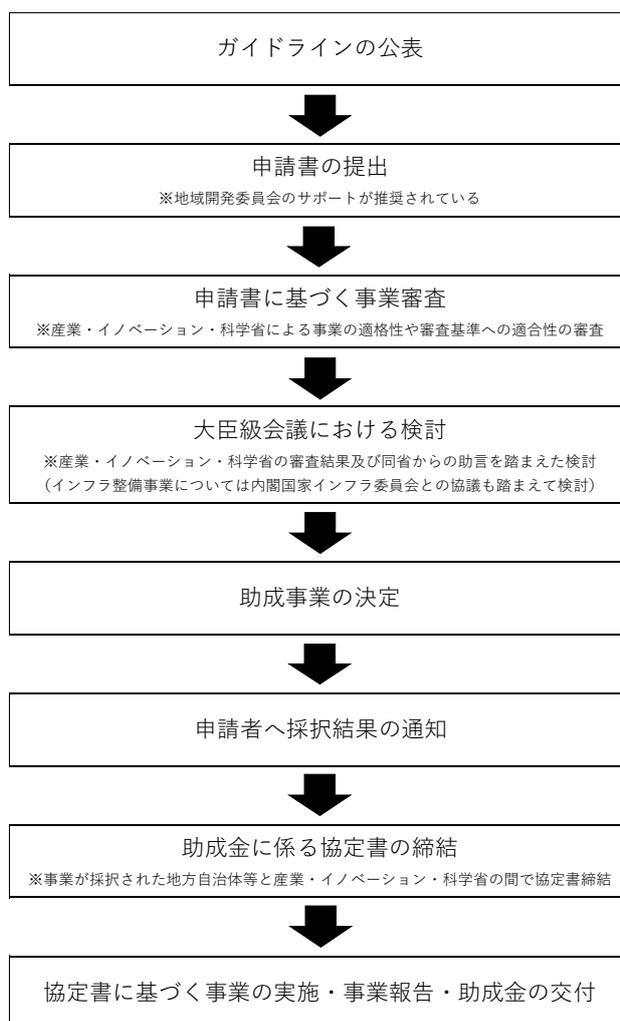
産業・イノベーション・科学省は、BBRF の助成を申請するに当たっての申請者の適格性の確認や、次に述べる審査基準に基づく申請事業の審査を行うことになるが、NSRF と同様、審査の過程で、必要に応じ、州政府、他の連邦政府機関、外部専門家等からの意見や助言を求めることができることとされている。

産業・イノベーション・科学省は、審査結果をインフラ・運輸・地域開発大臣を議長とする大臣級会議に報告するとともに、助成対象事業として採択すべき事業について助言を行う。大臣級会議で

は、同省による報告及び助言、またインフラ整備事業に係る助成事業の審査に当たっては内閣に置かれた国家インフラ委員会との協議も踏まえ、助成対象として採択する事業、当該事業に係る助成金額、助成期間、助成を行うに当たっての諸条件を決定する。

審査結果の通知については NSRF と同様であり、申請を行ったすべての地方自治体等に対し、書面により結果が通知される。また、助成対象として採択された事業の通知には、助成決定に際して付された諸条件も盛り込まれること、助成対象として採択に至らなかった事業については、当該申請を行った地方自治体等に対する当該審査結果についての産業・イノベーション・科学省からのフィードバックや、次の助成申請に向けた助言等が行われることも、同様である。

図表 8-1 BBRF に係る助成申請等の流れ



⁴⁷ Australian Government, Department of Industry, Innovation and Science; Department of Infrastructure Regional Development and Cities, Building Better Regions Fund Infrastructure Projects Stream; Community Investments Stream, Grant Opportunity Guidelines Round 1 to 3, Process, How to apply, The Selection process, Notification of application outcomes, If your application is successful

助成決定を受けた地方自治体等は、連邦政府を代表する産業・イノベーション・科学省との間で協定書を締結する。地方自治体等は、同省から協定書への署名を求められてから 60 日以内に署名を行う必要があり、特別な事情がある場合を除き、当該期間を超過すると協定書は無効となり、助成決定は取り消される。助成対象事業に係る協定書締結前に発生した経費については助成対象とはならない。

この協定書に関して、事業費の小さい事業については簡易な協定書が用いられる。具体的には、インフラ整備事業においては、非営利団体が行う 100 万豪ドル (8,000 万円) 以下の事業及び地方自治体が行う 150 万豪ドル (1 億 2,000 万円) 以下の事業に関する協定書については、通常の協定書 (Standard Grant Agreement) より簡易な協定書 (Simple Grant Agreement) が用いられる。コミュニティ投資事業においては、先述のとおりほとんどの事例の助成金額は 10 万豪ドル (800 万円) 未満となることが想定されていることから、8 万豪ドル (640 万円) を基準として、事業費がそれを超える事業については簡易な協定書が用いられ、それ以下の事業については書簡形式のさらに簡易な協定書 (Exchange of Letters Grant Agreement) で足りることとされている。

協定書においては、(1) 助成金額、(2) 事業費に対する助成金の割合、(3) 当該事業に対する助成金以外の投資者及び投資額、(4) 申請者が行う現物投資について明記されることになる。いかなる場合においても、協定書で明記された助成金額を超えた交付は行われなことをとされており、事業実施の過程で事業費が高騰した場合等、追加発生した経費については助成対象とはならず、当該事業を実施する地方自治体等が自ら負担しなければならない。

協定書に基づき、事業の実施に当たって頭金としての助成金交付が行われる場合があり、それに続く助成金の交付は、協定書に記載された事業の進捗に関する指標を達成した段階で行われることになる。事業完了前に行われる助成金の交付額は助成金総額の 90% までであり、残りの 10% は、事業完了後の最終報告が行われた後に交付される。

申請者は、協定書において定められた時期までに、事業の進捗を報告する必要がある。産業・イノベーション・科学省は、協定書に基づく申請者による事業の進捗報告の他、必要に応じて実地調査等を行うことを通じ、事業の進捗管理を行う。また、事業が完了した場合は、申請者は事業完了に係る報告書を提出し、これを受けて、最終的な助成金の交付が行われる。

BBRF の Round1 から Round3 における申請等のスケジュールは図表 8-2 のとおりである。

図表8-2 Round1 から Round3 における申請等スケジュール

		Round 1	Round 2	Round 3
ガイドラインの公表	共通	2016年11月	2017年11月	2018年9月
申請開始	共通	2017年1月	2017年11月	2018年9月
申請締切	インフラ整備事業	2017年2月	2017年12月	2018年11月
	コミュニティ投資事業	2017年3月		
審査結果の通知	インフラ整備事業	2017年8月	2018年7月	未定
	コミュニティ投資事業	2017年9月		

4 審査基準⁴⁸

BBRFに助成申請を行った事業については、産業・イノベーション・科学省において、以下の4つの基準に基づいて審査される。

(1) 申請する事業が地域にもたらす経済効果 (Economic benefit)

経済効果に関する審査基準については、当該申請事業が実施される地域において、経済活動の拡大、生産性の向上、幅広い市場へのアクセス、公平公正な経済成長等に関してどの程度寄与するかということが評価される。具体的な審査項目としてガイドラインに例示されているものは以下のとおりである。

- ① 地域における雇用、新規事業、商品生産や提供サービスの増加への寄与
- ② 観光、農業、製造業等、既存産業の発展への寄与
- ③ 地域の卸売業者や製品の活用の有無
- ④ 輸送システムやサービス提供の効率性向上への寄与
- ⑤ 事業が行われる地域への移住促進への寄与 (地域コミュニティ投資事業のみ)
- ⑥ 従来から当該地域で生活してきた人々の雇用等を含む、当該地域で従来から行われていた経済活動との調和性及び協働性

⁴⁸ Australian Government, Department of Industry, Innovation and Science; Department of Infrastructure Regional Development and Cities, Building Better Regions Fund Infrastructure Projects Stream; Community Investments Stream, Grant Opportunity Guidelines Round 1 to 3, The merit criteria you need to address, The selection process

⑦ 事業期間を超えて地域に与える経済効果の程度

申請に当たっては、当該事業が実施期間中及び実施終了後にもたらすと見込まれている雇用者数、さらにその内訳として従来から当該地域で生活してきた人々の雇用者数を回答する必要がある。また、この雇用者数については、具体的な論拠を基に立証されることが求められている。

(2) 申請する事業が地域にもたらす社会的効果 (Social benefit)

社会的効果に関する審査基準については、申請を行う事業が、当該事業が実施される地域における快適性の向上、地域コミュニティのつながりや一体性の強化、学習の機会の提供等に関してどの程度寄与するかということが評価される。具体的な審査項目としてガイドラインに例示されているものは以下のとおりである。

- ① 魅力的な居住地域となることへの寄与
- ② 地域コミュニティにおける「溝」を埋めることへの寄与
- ③ 地域コミュニティの結束や一体性向上への寄与
- ④ 地域の伝統及び文化への支援及び保護への寄与
- ⑤ 地域コミュニティにおける制度、運営、指導力の強化への寄与 (コミュニティ投資事業のみ)
- ⑥ 地域における意思決定に際して地域コミュニティが関与する機会増加への寄与 (コミュニティ投資事業のみ)
- ⑦ 地域コミュニティにおける奉仕活動の活発化への寄与
- ⑧ 事業期間を超えて地域に与える社会的効果の程度
- ⑨ 地域コミュニティにおける条件不利への対応

(3) 申請する事業の実効性 (Project delivery)

事業の実効性に関する審査基準については、申請者が、申請を行う事業の実施に当たり、その事業遂行能力、財政力、十分な人的・物的資源を有しているかということが評価される。具体的な審査項目としてガイドラインに例示されているものは以下のとおりである。

- ① 申請事業と類似事業に関する実績並びに適正な技術・経験を有する職員及び協賛者の有無
- ② 申請事業を実施するために利用できる他のインフラ、設備、技術、知的財産、その他必要な準備の状況
- ③ 事業範囲、事業実施方法、実施スケジュール、予算、危機管理等を含む、事業実施及び管理を行うための健全な事業計画の有無

- ④ 申請事業により建設等したインフラ及びその経済的利益を維持させる方法（インフラ整備事業のみ）

（４）申請する事業の実行に当たっての助成金の重要性（Impact of grant funding）⁴⁹

助成金の重要性の審査基準については、以下の事項⁵⁰について特定をすることによって、申請事業を実行するに当たっての BBRF による助成金の重要性が評価される。

- ① 当該事業に対する投資金の総額（今後見込まれる更なる寄付金及び現物投資を含む）
- ② 今後見込まれる当該事業に対する追加の協賛者
- ③ 当該事業を BBRF による助成金を受けずに遂行する場合の実行可能性及び実施困難な場合はその理由（当該事業の規模、実施のタイミング、当該事業の実施により恩恵を受ける人々や地域の範囲といった観点から、BBRF の助成金の当該事業における重要性を説明する必要）

適格性を有するすべての事業は、以上の４つの審査基準に基づき点数化される。それぞれの審査基準における点数配分は図表 9 のとおりである。

各事業の評価は同一基準に基づいて行われ、当該事業の規模、複雑さ、助成金の申請額等を考慮の上、申請された他の類似事業との比較を踏まえ採点が行われる。インフラ整備事業の申請事業は、①事業費が 100 万豪ドル（8,000 万円）未満の事業、②事業費が 100 万豪ドル以上 500 万豪ドル（4 億円）以下の事業、③事業費が 500 万豪ドル超の事業にそれぞれ分類され、同じカテゴリーにおける他の事業と比較されながら審査されることとなっている⁵¹。

また、審査後の総得点数に対し、申請者である地方自治体等の所在地に応じた点数の加算が行われる。遠隔地の地方自治体等が、条件不利地域であること等を理由に多くの課題に直面していることを考慮して、ABSRS による地域分類においてより遠隔地とされた地方自治体等に対してより大きい点数が加算される。（図表 9 参照）

⁴⁹ Round 3 から導入。Round 2 までは、投資に見合った価値のある事業であるか（Value for money）という審査基準が用いられていた。

⁵⁰ Round 2 までに用いられていた Value for money という審査基準においても、同様の事項について申請者に説明を求め、投資に見合った価値のある事業であるかという点について審査を行っていた。

⁵¹ コミュニティ投資事業については、Round2 までは事業費に応じて各申請事業をカテゴリーし、類似事業との比較を踏まえ採点が行われていたが、Round3 のガイドラインにおいては、その旨の記載が削除されている。

図表9 BBRF の審査基準と評価比重

	Round 1 & 2		Round 3	
	インフラ整備事業	コミュニティ投資事業	インフラ整備事業	コミュニティ投資事業
経済効果	15 points	15 points	15 points	10 points
社会的効果	10 points	10 points	15 points	10 points
実効性	5 points	5 points	5 points	5 points
助成金の重要性 ／投資価値	5 points	5 points	5 points	5 points

産業・イノベーション・科学省は、これらの評価結果を、各事業の関連資料と併せて大臣級会議に報告するとともに、助成決定に向けての助言を行う。大臣級会議では、これらの情報と、インフラ整備事業については内閣に置かれた国家インフラ委員会との協議結果を踏まえ、助成対象事業の決定がなされる。その決定に際して考慮される事項については、以下のとおりである。

- ① 当該事業の効果が及ぶ地域の範囲
- ② 当該事業の地域に与える影響
- ③ 当該事業に対する確かな需要があるか
- ④ 当該事業が行われる地域において重複する施設・サービスがないか
- ⑤ 申請者に対する NSRF を含めたこれまでの助成の有無・程度
- ⑥ 当該事業に助成を行うことについての連邦政府に対する批判リスク
- ⑦ 連邦政府におけるプライオリティ

5 助成実績⁵²

BBRF では、2016 年以降、計 2 回の助成決定が行われており、2019 年 3 月現在、Round 3 の助成事業の審査が行われている。これまで、インフラ整備事業では合計 246 の事業に対して約 4.3 億豪ドル（約 344 億円）、コミュニティ投資事業では合計 256 の事業に対して約 1,128 万豪ドル（約 9 億円）の助成金の交付決定がなされている。各 Round における助成決定事業数と助成金額は図表 10 のとおりである。

Round 3 については、執筆時点である 2019 年 2 月現在において助成事業の審査が行われているところだが、ガイドラインによれば、インフラ整備事業及びコミュニティ投資事業で合わせて最大で 2 億豪ドル（160 億円）の助成金が交付決定される予定であり、うち 4,500 万豪ドル（36 億円）については、インフラ整備事業のうち観光政策に関連した取組に充てられることとされている⁵³。

図表 10 BBRF の助成実績

	Round 1		Round 2	
	インフラ整備事業	コミュニティ投資事業	インフラ整備事業	コミュニティ投資事業
助成決定事業数	110	147	136	109
助成金額(豪ドル)	219,516,866 (約 175.6 億円)	6,926,578 (約 5.5 億円)	208,194,210 (約 166.6 億円)	4,355,060 (約 3.5 億円)

⁵² Building Better Regions Fund Infrastructure Projects stream; Community Investments stream, funding offers Round 1 & 2

⁵³ Australian Government, Department of Industry, Innovation and Science; Department of Infrastructure Regional Development and Cities, Building Better Regions Fund Infrastructure Projects Stream; Community Investments Stream, Grant Opportunity Guidelines Round 3, Grant amount and Grant period

6 活用事例

(1) タスマニア州フリンダースカウンシル (Flinders Council)

フリンダースカウンシルは、タスマニア州の本島であるタスマニア島東端から北に20km程に位置する離島自治体である。ファーノー諸島に属し、その中で最も面積の大きいフリンダース島を本島に、ケープバレン島、クラーク島など60の島を包含する。人口は906人⁵⁴であり、ABSRSでは「Very Remote Australia」に分類されている。

同カウンシルはBBRFのRound 1において助成申請を行い、インフラ整備事業としてフリンダース島及びケープバレン島における通信インフラ整備事業 (Flinders & Cape Barren Islands Network Upgrade)、コミュニティ投資事業として同カウンシルにおける社会・経済構造調査事業 (Flinders Business Economic and Social Structural Review) が、それぞれ助成対象事業として採択された⁵⁵。

フリンダース島及びケープバレン島における通信インフラ整備事業は、老朽化した通信インフラのアップグレードを行うものであり、本島であるフリンダース島における光回線の敷設、新たな携帯電話基地局の設置、タスマニア島やケープバレン島との無線通信システムの構築等を行うものである。

当該事業の事業費は総額で約1,100万豪ドル (約8億8,000万円) であり、BBRFでは事業費の約70%に相当する約790万豪ドル (約6億3,200万円) が助成決定されている。また、当該事業には、タスマニア州政府が35万豪ドル (2,800万円)、通信会社であるTelstraが180万豪ドル (1億4,400万円) を投資している。

この通信インフラのアップグレードは、長年にわたり同カウンシルの課題とされていた通信環境の改善を達成するために必要な事業であり、特に島内の人口集中地域における通信環境が飛躍的に向上するとともに、学校教育におけるオンラインプログラムの実施、遠方の病院とのオンラインによる医療相談、災害等緊急時の市内及び外部との通信の確保等に大いに資することが期待されている。また、既存のインフラ設備では対応できなかった公衆Wi-Fiの設置が可能となるため、観光振興にも寄与するものと考えられている。

フリンダースカウンシルにおける社会・経済構造調査事業は、タスマニア本島から海を隔てた離島自治体として、同市が抱える様々な条件不利要素に関する統計データを把握するため、社会経済状況に関する総合的な調査・分析を行うものである。同カウンシルが、

⁵⁴ Australian Bureau of Statistics, 2016 Census QuickStats, Flinders (M) (Tas.)
<http://quickstats.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/quickstat/LGA62010?opendocument> (閲覧日: 2019年3月13日)

⁵⁵ Building Better Regions Fund Infrastructure Projects stream; Community Investments stream, funding offers Round 1

タスマニア本島との位置関係、小規模な人口基盤等、様々な条件不利を抱えていることについては、連邦政府、州政府等と認識は共有しているものの、こうした社会経済状況に関する統計データ等が存在しなかった。本件事業で収集した統計データは、同カウンシルからの輸送には大きなコスト等による制約があること、市場や人口規模の小ささから規模の経済が働かないこと、また住民の生活費がこれらの要因に影響を受けてしまうこと等、同カウンシルの現状や求められる行政サービス等について、より具体的に各層政府に伝えるうえで重要な情報となり、地域の活性化に向けた新たな財政支援等の獲得に資することが期待されている。

当該事業の事業費は7万豪ドル（560万円）であり、BBRFでは事業費の75%である5万2,500豪ドル（420万円）が助成決定されている。

当該事業の実施に当たっては、競争プロセスにより選ばれた民間コンサルティング会社に対して委託契約を締結している。2018年10月、当該コンサルティング会社が住民に対してオンラインで行ったフリンドースカウンシル家計調査（Flinders Council Household Survey）⁵⁶は、同カウンシルにおける住宅事情、教育、雇用、医療、カウンシル内外での移動手段、通信環境等、カウンシル内で生活や仕事をするうえでの課題等について調査を行ったものであり、本件事業における主要な調査と位置付けられている。フリンドースカウンシル家計調査の調査結果は、同市のすべての住民に対して公表される予定である。

本件事業は、国勢調査等をはじめとする従来の統計調査では正確に把握できなかった同市の条件不利性を明確にするとともに、同カウンシルの長所や特徴についても浮き彫りにする効果も期待されている。

（2）ビクトリア州サーフコーストシャイア・カウンシル（Surf Coast Shire Council）

サーフコーストシャイア・カウンシルは、ビクトリア州南部に所在する地方自治体で、州内第2の人口規模を持つジーロングから南に約20kmに位置する。美しいビーチや多くの自然を有するとともに、QuiksilverやRip Curlといった有名サーフブランドの発祥の地として、サーフィンの世界大会が開催されるほどサーフィンが盛んであり、また、カウンシルの中心地区であるトーキーは、オーストラリアの国家遺産とされているグレート・オーシャン・ロードの起点の街である。人口は29,397人⁵⁷であり、ABSRSでは「Inner Regional Australia」に分類されている。

⁵⁶FTI Consulting, Flinders Council Household Survey

<<https://www.surveymonkey.com/r/FlindersCouncilHouseholdSurvey>>（閲覧日：2019年3月13日）

⁵⁷ ABS, 2016 Census QuickStats, Surf Coast (S)

<http://quickstats.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/quickstat/LGA26490?opendocument>（閲覧日：2019年3月13日）

同カウンスルは BBRF の Round 2 において助成申請を行い、インフラ整備事業として多目的屋内競技場の建設（Surf Coast Multi-Purpose Indoor Stadium）と、サッカーピッチの整備（Yuurok Soccer Pitch and Lighting Project）が、助成対象事業として採択された⁵⁸。

多目的屋内競技場の建設については、地域住民のスポーツへの参加促進、スポーツ大会やコミュニティイベントの開催等を目的として、カウンスル庁舎の隣にあるサーフコースト高校（Surf Coast Secondary College）内の既存の屋内競技場（Surf Coast Secondary College Indoor Stadium）に、新たに3つのコートの新設する改修・拡張事業である。所在地であるトーキー（Torquay）は、カウンスルの中心地区として将来の人口増加が特に見込まれており、当該事業は、今後の人口推移予測を踏まえ、人口増加に伴うスポーツ参加者の増加に対応するうえで重要な事業と位置付けられている。

当該事業の事業費は 1,275 万豪ドル（10 億 2,000 万円）であり、BBRF では事業費の約 40%にあたる 500 万豪ドル（4 億円）が助成決定されている。また、当該事業にはビクトリア州政府から 300 万豪ドル（2 億 4,000 万円）、民間開発業者から 290 万豪ドル（2 億 3,200 万円）の投資が行われている。

現在、同カウンスルでは、サッカー、フットサル、ホッケーの競技人口が増えてきているが、既存施設ではその需要を充足できておらず、また、屋内における空手、ネットボール等の練習やピラティスの実施などについては対応できていない状態にある。また、既存の屋内競技場はスポーツ競技会場としての法令基準を満たしておらず、スポーツに取り組む若者が、その才能を伸ばすためには、近隣の都市であるジーロングに通う必要があり、同カウンスルにおけるスポーツ環境の整備が課題とされていた。当該事業は、カウンスル内のスポーツに対する需要に応えるだけでなく、建設段階では 1,430 万豪ドル（11 億 4,400 万円）、運営開始後は 1,210 万豪ドル（9 億 6,800 万円）の経済効果も期待されており、地域の活性化に大いに寄与することが期待されている。

サッカーピッチの整備については、多目的屋内競技場の建設と同様、人口規模が増加する地域コミュニティからのスポーツ参加及びスポーツ施設利用に係る要請に応えるため、既に稼働している2つのサッカーピッチにもう1つのピッチを増設するという事業である。この第3のピッチの整備は、サッカーの地元クラブチームの活動支援を図りつつ、他にもグラウンドホッケー、オーストラリアン・フットボール、タッチ・フットボールなど、様々なスポーツ競技の試合・練習会場とすることで、カウンスル内における様々な競技のスポーツ振興を図ることを目的としている。また、各種イベントの開催地として利用する

⁵⁸ Building Better Regions Fund Infrastructure Projects stream funding offers Round 2

ことによる地域コミュニティの活性化、スポーツ関連の小売業、飲食店、観光産業の振興についても、その効果が期待されており、今後人口増加が見込まれる地域コミュニティからのスポーツ参加及びスポーツ施設利用に係る要請にも応える重要な施設として位置づけられている。

当該事業の事業費は 72.1 万豪ドル（5,768 万円）であり、BBRF では事業費の 50%の 36.05 万豪ドル（2,884 万円）が助成決定されている。

これらの事業が地域の発展に寄与すると評価されたのは、オーストラリアの文化的な側面がある。オーストラリアは全国的にスポーツが盛んであり、競技への参加に加え、プロチーム・地域チームのサポーターとなる等、様々な形で、多くの人々がスポーツと関わっており、またその関心も高い。オーストラリア統計局によると、オーストラリアの 1 世帯のスポーツ等関連サービス⁵⁹に対する平均支出は、1 週間で 10.09 豪ドル（約 808 円）、年間で約 525 豪ドル（約 4 万 2,000 円）である⁶⁰。このため、オーストラリアでは、スポーツ関連施設の充実、地域住民の生活の充実、地域への愛着の醸成、コミュニティのつながりの強化などにつながると考えられており、地域活性化施策として高い効果が期待されている。

また、上述のとおり、スポーツ施設への投資は、地域のスポーツクラブチームの振興や住民のスポーツ参加機会の向上を通じ、飲食、小売店、観光産業の振興にも寄与し、新たな投資の呼び込みなどを含め、大きな経済効果をもたらすことが期待されている。

（3）南オーストラリア州アデレードヒルズカウンシル（Adelaide Hills Council）

アデレードヒルズカウンシルは、南オーストラリア州の州都であるアデレードから東におよそ 20km のところに所在する地方自治体である。南オーストラリア州の南東部を南北に走るマウントロフティ山脈に位置し、オーストラリア国内でも有数のワインの産地として有名である。人口は 38,863 人⁶¹であり、ABSRS では「Inner Regional Australia」に分類されている。

同カウンシルは BBRF の Round 1 において助成申請を行い、コミュニティ投資事業として、カウンシル北部に位置するグメラカ（Gumeracha）地区におけるメインストリー

⁵⁹ クラブチームの会員費用、広報購読費用、スポーツ施設レンタル料・入場料等を含む。

⁶⁰ Australian Bureau of Statistics, Household Expenditure Survey, 4156.0 - Sports and Physical Recreation: A Statistical Overview, Australia, 2012
<<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/Products/92A0E39E7DF8E297CA257AD9000E2A17?opendocument>>（閲覧日：2019年3月13日）

⁶¹ ABS, 2016 Census QuickStats, Adelaide Hills (DC)
<http://quickstats.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/quickstat/LGA40120?opendocument>（閲覧日：2019年3月13日）

ト周辺開発に係るマスタープランの作成（Gumeracha Main Street Master Plan）及びマウントロフティ山脈の世界遺産登録に向けたデータベースの作成（Digital Knowledge Bank for the Mount Lofty Ranges World Heritage Bid）が、助成対象事業として採択された。

メインストリート周辺開発に係るマスタープランの作成については、グメラカのメインストリートであるアルバートストリート（Albert Street）沿い地域を発展させ、地域ビジネスの振興、コミュニティの結束の強化、住民の帰属意識の醸成等を図る計画の第1段階として、2017年10月から開始された。メインストリート周辺開発に関する取組は、地域コミュニティ主導で2016年に開始されたものであり、マスタープランの作成には、同カウンシルの他、オーストラリア地域開発（Regional Development Australia⁶²）、地区住民や地元企業オーナー等で構成された作業部会（Gumeracha Main Street Project Working Party）、民間のコンサルティング会社が連携している。また、地域住民に対する計画内容の説明会を随時行うなど、地域密着・住民参加型の事業として実施されている。

当該事業の事業費は2万豪ドル（160万円）であり、その満額の2万豪ドルについて助成決定がされている。なお、この事業費の大部分は民間コンサルティング会社への委託料である。

アルバートストリートは地域の拠点として、小学校、病院、スポーツ施設、図書館等といった住民生活に必要な公共施設等に面し、特にビクトリアストリートとの交差点からジョン・フィッシャー・アヴェニューとの交差点までの約1.4kmのエリアは、ホテル、生活雑貨店、郵便局、カフェ等が集まり、グメラカ地区の「Heart」とされている。マスタープランによれば、このエリアにおいて、新たなウェルカムボードの設置、アート作品の展示、バス停の改修、街路樹や桜の植樹、電線の地中化等を行い、メインストリートとしての外見を向上させるとともに、地域コミュニティの憩いの場としての機能を拡充することとしている。さらに、こうしたメインストリートの改善から、観光業等をはじめとする地域ビジネスの振興を図り、新たな投資を呼び込むことが期待されている。

グメラカ地区は、同カウンシルと同様にワインの産地として有名なバロッサ地域への通過地点であることから、休日等における交通量が多い。そのため、マスタープランでは、自動車の走行速度を抑えるための敷石舗装、歩道の整備、横断歩道の設置等を行い、道路交通の安全性の向上を図ることとしている。

なお、同カウンシルは、マスタープランに盛り込まれたこれらの事業の実施に当たっては、別途、連邦政府及び州政府の助成制度を活用することとしている。

⁶²オーストラリア地域開発委員会（Regional Development Australia Committee）の全国組織。

マウントロフティ山脈に関するデータベース作成については、アデレード大学の調査チームが、マウントロフティ山脈に位置する同カウンシルを含む4 地方自治体⁶³における農業地帯を保全するために、当該農業地帯の世界遺産への登録を州政府及び当該4 地方自治体に呼び掛けたことをきっかけとして、その申請準備を進める中で実施されることとなった事業である。

現在、さらに6 地方自治体⁶⁴を加えた 10 地方自治体、オーストラリア地域開発委員会及びアデレード大学がパートナーとして連携し、マウントロフティ山脈における農業地帯の世界遺産への登録、またその前段階であるオーストラリア国家遺産への登録に向けた取組を行っている。これらの地方自治体は、マウントロフティ山脈に関する様々な歴史や伝記をそれぞれが有しているが、今後の世界遺産・国家遺産への申請、審査に向けて、それぞれの地方自治体が有する情報を集約する必要があったことから、今回のデータベースの作成が行われることとなった。このデータベースは、関係自治体等における情報の集約・共有を図るだけでなく、それに基づく戦略的計画の作成、オンラインによる会議開催、世界遺産というブランドを活用した世界の他の地域における事例研究等を行う際のプラットフォームとしての活用も考えられており、将来的には一般の利用に供することが予定されている。

当該事業の事業費は8 万豪ドル（640 万円）であり、BBRF では事業費の 50%の 4 万豪ドル（320 万円）について助成決定がされている。アデレードヒルズカウンシルは、当該事業に関するミーティングの開催、その際の資料の作成を行う等、当該事業の実施及びマウントロフティ山脈における農業地帯の世界遺産登録に向けた取組に関して中心的な役割を担っており、この助成申請についても、協働する 10 の地方自治体を代表して同カウンシルが行った。

当該事業は、マウントロフティ山脈、またその農業地帯で生産された食材やワインに、世界遺産という世界的なブランドを付与することによって、観光や地場産業の振興、農業地帯の保全等を通じ、地域の経済的発展を促進することを目指すものであるが、それと併せて、当該事業に参加する地方自治体等の連携を強化し、将来に渡る協働関係を構築することも、その目的の1 つとされている。

⁶³ Adelaide Hills Council、The Barossa Council、Mount Barker District Council 及び The City of Onkaparinga。

⁶⁴ Alexandrina Council、Clare and Gilbert Valleys Council、Light Regional Council、The City of Mitcham、Mid Murray Council 及び Yankalilla Council

おわりに

本稿は、オーストラリアにおける多様性に富んだ地方自治体を、オーストラリアでの赴任中にできるだけ多く訪問し、関係者から話を聞き、オーストラリアの地方自治制度や地域活性化の考え方を学びたいという動機から行った自主調査を基に執筆したものである。

当初は離島にある地方自治体における地域活性化施策を調べる目的で、本稿でも紹介をしたタスマニア州のフリンダースカウンシルを含む離島自治体を訪問したが、その過程で、カウンシルの規模に比べて非常に大規模な事業が行われていることに気づき、本稿で取り上げたインフラ・地域開発省による財政支援施策に辿り着いた。その後は、この財政支援施策の活用事例の調査を行うようになり、フリンダースカウンシルにはさらに資料提供等で協力をいただいた。

ビクトリア州のサーフコーストシャイア・カウンシルでは、2018年6月に行われた全豪地方自治体協会（Australian Local Government Association）の年次総会において当事務所のブースを訪問していただいた当時の Mayor である David Bell 氏の計らいで、約1週間に渡り、同カウンシルの地域活性化施策について学ぶ機会をいただき、Bell 氏の現地視察への同行を含め、BBRF の活用事例の調査にご協力をいただいた。

南オーストラリア州のアデレードヒルズカウンシルでは、本稿で紹介をしたグメラカ地区のメインストリート周辺開発に係るマスタープランに関する同カウンシルの議会承認手続きの真っ最中であったにもかかわらず、また急な依頼であったにもかかわらず、調査のための訪問に快く応じていただき、担当者へのインタビューを行うことができた。

当事務所に在籍した2年間で、本稿で取り上げることができなかった地方自治体も含めると10以上の地方自治体を訪問し、オーストラリアにおける地方自治体の多様性を体験できたことに加え、関係者の方々から地域活性化施策等について様々な話を伺う機会を得たことは、今後の大きな財産となると考えている。

本稿執筆にあたり、調査にご協力いただいた関係者の方々に、心より御礼申し上げます。

シドニー事務所

所長補佐 渡邊 雄太（総務省派遣）

参考文献

第1章

Australian Bureau of Statistics, ABS. Stat, Data by Region, Peppermint Grove

<http://stat.abs.gov.au/itt/r.jsp?RegionSummary®ion=56930&dataset=ABS_REGIONAL_LGA2017&geoconcept=LGA_2017&measure=MEASURE&datasetASGS=ABS_REGIONAL_ASGS2016&datasetLGA=ABS_REGIONAL_LGA2017®ionLGA=LGA_2017®ionASGS=ASGS_2016> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Australian Bureau of Statistics, ABS. Stat, Data by Region, East Pilbara

<https://itt.abs.gov.au/itt/r.jsp?RegionSummary®ion=51002&dataset=ABS_REGIONAL_ASGS2016&geoconcept=ASGS_2016&measure=MEASURE&datasetASGS=ABS_REGIONAL_ASGS2016&datasetLGA=ABS_REGIONAL_LGA2018®ionLGA=LGA_2018®ionASGS=ASGS_2016> (閲覧日 : 2019年10月28日)

Australian Bureau of Statistics, 2016 Census QuickStats, Australia

<http://quickstats.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/quickstat/036> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Australian Bureau of Statistics, 2016 Census QuickStats, Brisbane

<http://quickstats.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/quickstat/LGA31000?opendocument> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Australian Bureau of Statistics, 2016 Census QuickStats, Greater Brisbane

<http://quickstats.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/quickstat/3GBRI?opendocument> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Australian Bureau of Statistics, 2016 Census QuickStats, Greater Melbourne

<http://quickstats.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/quickstat/2GMEL?opendocument> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Australian Bureau of Statistics, 2016 Census QuickStats, Greater Sydney

<http://quickstats.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/quickstat/1GSYD?opendocument> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Australian Bureau of Statistics, 2016 Census QuickStats, Maralinga Tjarutja

<http://quickstats.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/quickstat/LGA44000?opendocument> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Australian Bureau of Statistics, 3101.0 - Australian Demographic Statistics, Jun 2006

<<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/0/1C98705FA7ECB878CA2572A500165A54?opendocument>> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Australian Bureau of Statistics, 3239.0.55.001 - Population, Australian States and Territories, Dec 2007

<<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/mf/3239.0.55.001>>
(閲覧日 : 2019年3月13日)

Australian Bureau of Statistics, 3101.0 - Australian Demographic Statistics, Dec 2008

<<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/0/BE64F1A0EB0D645ECA257638001BBF56?opendocument>> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Australian Bureau of Statistics, 3101.0 - Australian Demographic Statistics, Dec 2009

<<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Lookup/3101.0Main+Features1Dec%202009?OpenDocument>> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Australian Bureau of Statistics, 3101.0 - Australian Demographic Statistics, Dec 2010

<<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Lookup/3101.0Main+Features1Dec%202010>> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Australian Bureau of Statistics, 3101.0 - Australian Demographic Statistics, Dec 2011

<www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/lookup/3101.0Media%20Release1Dec%202011> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Australian Bureau of Statistics, 3101.0 - Australian Demographic Statistics, Sep 2012

<<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/lookup/3101.0Media%20Release1Sep%202012>> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Australian Bureau of Statistics, 3101.0 - Australian Demographic Statistics, Jun 2013

<<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Lookup/3101.0Main+Features1Jun%202013?OpenDocument>> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Australian Bureau of Statistics, 3101.0 - Australian Demographic Statistics, Jun 2014

<<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Lookup/3101.0Main+Features1Jun%202014>> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Australian Bureau of Statistics, 3101.0 - Australian Demographic Statistics, Dec 2015

<<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Lookup/3101.0Main+Features1Dec+2015>> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Australian Bureau of Statistics, 3101.0 - Australian Demographic Statistics, Jun 2016

<<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/7d12b0f6763c78caca257061001cc588/2d2860dfa430d432ca2580eb001335bb!OpenDocument>> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Australian Bureau of Statistics, 5506.0 – Taxation Revenue, Australia, 2016-2017

<<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/mf/5506.0>> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Australian Government Budget Financial Statement 2017-2018
<https://archive.budget.gov.au/2017-18/fbo/FBO_2017-18_Combined.pdf>

(閲覧日：2019年3月13日)

Dr Lyndon Megarrity, Politics and Public Administration Section, “Local government and the Commonwealth: an evolving relationship, Research Paper no. 10 2010–11”, Parliament of Australia, 31 January 2011,

<https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/pubs/rp/rp1011/11RP10> (閲覧日：2019年3月13日)

International Monetary Fund, World Economic Outlook (WEO), Table A2. Advanced Economies: Real GDP and Total Domestic Demand1

<<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/Issues/2019/03/28/world-economic-outlook-april-2019>> (閲覧日：2019年3月13日)

外務省、オーストラリア連邦 (Commonwealth of Australia) 基礎データ

<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/australia/data.html>>

(閲覧日：2019年3月13日)

久保田治郎編著『オーストラリア地方自治体論』、ぎょうせい、1998年
自治体国際化協会『オーストラリアとニュージーランドの地方自治』、2018年
シドニー商工会議所『オーストラリア概要 2018/2019年度版』、2018年

第2章

Adelaide Hills Council, Annual Report 2016-2017

<<https://www.ahc.sa.gov.au/ahc-council/Documents/Reports-Strategies-Policies-Plans/Annual-Reports/COUNCIL-Annual-Report-2016-2017.pdf>>

(閲覧日：2019年3月13日)

Adelaide Hills Council, Gumeracha Main Street Project Annual Report November 2017- October 2018

<<http://www.gumerachamainstreet.com.au/wp-content/uploads/2018/10/Annual-Report-Gumeracha-Main-Street-Project-2018.pdf>> (閲覧日：2019年3月13日)

Adelaide Hills Council, Albert Street Gumeracha Main Street Master Plan Draft Design Report

Australian Bureau of Statistics, 2016 Census QuickStats, Adelaide Hills (DC)

<http://quickstats.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/quickstat/LGA40120?opendocument> (閲覧日：2019年3月13日)

Australian Bureau of Statistics, 2016 Census QuickStats, Flinders (M) (Tas.)

<http://quickstats.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/quickstat/LGA62010?opendocument> (閲覧日：2019年3月13日)

Australian Bureau of Statistics, 2016 Census QuickStats, Surf Coast (S)

<http://quickstats.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/quickstat/LGA26490?opendocument> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Articles of ABC News Posted 2 Oct 2014

<<https://www.abc.net.au/news/2014-10-02/national-stronger-regions-fund-grants-up-for-grabs/5784878>> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Australian Bureau of Statistics, Remoteness Structure

<<http://www.abs.gov.au/websitedbs/d3310114.nsf/home/remoteness+structure>>
(閲覧日 : 2019年3月13日)

Australian Bureau of Statistics, Household Expenditure Survey, 4156.0 - Sports and Physical Recreation: A Statistical Overview, Australia, 2012

<<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/Products/92A0E39E7DF8E297CA257AD9000E2A17?opendocument>> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Australian Government, Australia.gov.au, Australian Business Number

<<https://www.australia.gov.au/information-and-services/money-and-tax/tax/abn-australian-business-number>> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Australian Government, Business.gov.au, Building Better Regions Fund

<<https://www.business.gov.au/assistance/building-better-regions-fund>>
(閲覧日 : 2019年3月13日)

Australian Government, Business.gov.au, Register for an Australian Business Number (ABN)

<<https://www.business.gov.au/registrations/register-for-an-australian-business-number-abn>> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Australian Government, Department of Industry Innovation and Science; Department of Infrastructure Regional Development and Cities, Building Better Regions Fund, Community Investment Stream, Grant Opportunity Guidelines

Australian Government, Department of Industry Innovation and Science; Department of Infrastructure Regional Development and Cities, Building Better Regions Fund, Community Investment Stream, Grant Opportunity Guidelines Round Two

Australian Government, Department of Industry Innovation and Science; Department of Infrastructure Regional Development and Cities, Building Better Regions Fund, Community Investment Stream, Grant Opportunity Guidelines Round Three

Australian Government, Department of Industry Innovation and Science; Department of Infrastructure Regional Development and Cities, Building Better Regions Fund, Infrastructure Projects Stream, Grant Opportunity Guidelines

Australian Government, Department of Industry Innovation and Science; Department of Infrastructure Regional Development and Cities, Building Better

Regions Fund, Infrastructure Projects Stream, Grant Opportunity Guidelines
Round Two

Australian Government, Department of Industry Innovation and Science;
Department of Infrastructure Regional Development and Cities, Building Better
Regions Fund, Infrastructure Projects Stream, Grant Opportunity Guidelines
Round Three

Australian Government, Department of Infrastructure and regional Development,
National Stronger Regions Fund Guideline

Australian Government, Department of Infrastructure and regional Development,
National Stronger Regions Fund Round 3 Guideline

Australian Government, Department of Infrastructure, Regional Development and
Cities, National Stronger Regions Fund,

<<https://regional.gov.au/regional/programs/national-stronger-regions-fund.aspx>>

(閲覧日 : 2019年3月13日)

Australian Government, Department of Infrastructure, Regional Development and
Cities, 2018-2019 Corporate Plan

<<https://infrastructure.gov.au/department/about/files/Corporate-plan-2018-19.pdf>>

(閲覧日 : 2019年3月13日)

Building Better Regions Fund Community Investments stream funding offers

<<https://www.business.gov.au/Assistance/Building-Better-Regions-Fund/Building-Better-Regions-Fund-Community-Investments/CI-funding-offers>>

(閲覧日 : 2019年3月13日)

Building Better Regions Fund Community Investments stream funding offers -
Round 2

<<https://www.business.gov.au/Assistance/Building-Better-Regions-Fund/Building-Better-Regions-Fund-Community-Investments/CI-funding-offers-round-2>>

(閲覧日 : 2019年3月13日)

Building Better Regions Fund Infrastructure Projects stream funding offers

<<https://www.business.gov.au/Assistance/Building-Better-Regions-Fund/Building-Better-Regions-Fund-Infrastructure-Projects/funding-offers>>

(閲覧日 : 2019年3月13日)

Building Better Regions Fund Infrastructure Projects stream funding offers - Round
2

<<https://www.business.gov.au/Assistance/Building-Better-Regions-Fund/Building-Better-Regions-Fund-Infrastructure-Projects/IP-funding-offers-round-2>>

(閲覧日 : 2019年3月13日)

Commonwealth of Australia, Administrative Arrangement Order, 12 December 2013

<<https://www.legislation.gov.au/Details/C2014Q00003>>

(閲覧日 : 2019年3月13日)

Commonwealth of Australia, Administrative Arrangement Order, 20 December 2017

<<https://www.pmc.gov.au/sites/default/files/publications/aao-amendment-20-december-2017.pdf>> (閲覧日 : 2019年3月13日)

The University of Adelaide, News, Study Supports Mount Lofty Ranges World Heritage Bid

<<https://www.adelaide.edu.au/news/news53202.html>> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Flinders Council, Flinders & Cape Barren Islands Network Upgrade

Flinders Council, Media Release, 02 August 2017

<<https://www.flinders.tas.gov.au/client-assets/images/Business/Downloads/Media%20Release.pdf>> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Flinders Council, Annual Report 2016-2017

<<https://www.flinders.tas.gov.au/client-assets/images/Council/Downloads/Annual%20reports/201617AnnualReport.pdf>> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Flinders Council, Project Brief, Flinders Business Economic & Social Structural Review

<<https://www.flinders.tas.gov.au/client-assets/images/Council/Downloads/Agendas/2018.05/Annex%208.%20Project%20Brief%20-%20Flinders%20Business%20Economic%20%20Social%20Structural%20Review.pdf>>

(閲覧日 : 2019年3月13日)

FTI Consulting, Flinders Council Household Survey

<<https://www.surveymonkey.com/r/FlindersCouncilHouseholdSurvey>>

(閲覧日 : 2019年3月13日)

Regional Development Australia

<<https://rda.gov.au/about/>> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Successful Application – NSRF Round 1

<https://regional.gov.au/regional/programs/files/NSRF_Round_One.pdf>

(閲覧日 : 2019年3月13日)

Successful Application – NSRF Round 2

<https://regional.gov.au/regional/programs/files/NSRF_Round_Two_List_of_Approved_Projects_071215.pdf> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Successful Application – NSRF Round 3

<https://regional.gov.au/regional/programs/files/NSRF_Round_Three_List_7_October_2016.pdf> (閲覧日 : 2019年3月13日)

Surf Coast Shire Council, Annual Report 2016-2017

Surf Coast Shire Council, Civic Precinct Torquay Floodlighting to the Proposed Soccer Pitch 3, Preliminary Design Report, 24 May 2017

